



分科会・委員会の審査概要

予算決算委員会から議案の審査を分担した各分科会と部門別に行われた各委員会の審査の概要は以下のとおりです。

総務

●NHK熊本放送会館跡地購入の協議について

本跡地は熊本城の旧城域内に位置する歴史的・文化的価値の高い重要な地区であることから、百年先の復元整備の形を見据えながら、同跡地の将来的な活用策を検討してもらいたい。
多額の財政支出を伴う跡地の購入検討にあたっては、今後の本市財政状況を勘案した議論が必要であることから、購入ありきではなく、跡地の利活用方針等について随時議会へ報告を行う等、慎重な検討を求めたい。



教育市民

●熊本市立城南図書館及び児童館の指定管理について

アンケート調査等を行い、利用者の意見・要望の把握に努め、ニーズに即したサービスが提供できるよう指定管理者に対し積極的に働きかけてもらいたい。



●SNSを活用した災害等情報発信事業について

災害情報だけでなく、関係局と連携し行政情報全般にわたった情報の発信に努めてもらいたい。

厚生

●母子・父子福祉センター廃止について

本センター廃止に伴い、現在の支援事業の継続について不安視する声もあることから、実施場所等の具体的な内容を明示する等、利用者に必要な説明を行った上で、廃止条例案を提案すべきではなかったか。

●少子化対策推進事業について

企業や団体における結婚支援を行う本事業の効果を高めるため、農業団体等地域で結婚支援の活動を積極的に行っている団体を掘り起こし、各団体間の連携を図りながら事業を推進してもらいたい。



環境水道

●不法投棄監視業務について

不法投棄が跡を絶たない現状に鑑み、市民からの情報の受付窓口や罰則規定について、市政だより等を十分に活用し周知徹底を図り、不法投棄の根絶に努めてもらいたい。



●熊本市森林学習館について

熊本市森林学習館については、施設の老朽化が懸念されているが、指定管理者と連携し施設機能の充実を図る等、利用者増に向けた取り組みを求めたい。

経済

●被災小規模事業者持続化支援経費

復興基金を活用した本制度は、小規模事業者の喫緊課題である人手不足の解消を図るものであるが、人手不足の根本的な解決に向け、その原因を検証してもらいたい。

●熊本市競輪事業会計補正予算

競輪事業検討会における早期の縮小再開とする検討結果については理解するが、事業再開に向けては検討会で聴取した関係団体等の意見が可能な限り反映されるよう、努力してもらいたい。



都市整備

●被災者提供用市営住宅空家修繕経費について

市営住宅の入居希望者には高齢者等も多いことから、入居者が安心して快適に生活できる住まいが提供できるよう、入居者のニーズに即した改修を求めたい。また、住宅戸数の確保にも万全を期してもらいたい。



●大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の設置について

当該施設を設置した土地に設ける標識は、施設の損傷・損壊等を防ぐため、設置目的や禁止事項・罰則規定、問い合わせ先等必要な事項を明記し、住民や工事関係者等に対しわかりやすい表示を求めたい。

トピックス

北口和皇議員の不当要求行為等に関する対応について ～調査特別委員会の中間報告と3度目の辞職勧告決議案を可決～

北口和皇議員の不当要求行為等に関する調査特別委員長の中間報告〔要約〕

これまで12回にわたり調査・審議を行ったが、今回は、不当要求行為等防止対策会議より報告のあった27事案の調査について中間報告する。

まず、局毎に関係事案の詳細説明を受け、それに対する調査を行ってきたが、全般を通じて北口議員の要求行為は、政治倫理審査会からの指摘のとおり、多数の役職を兼任していることでの影響力を背景に、執行部に対し恣意的で高圧的な言動が常態化していたことを改めて確認した。

また、調査過程において、熊本市漁業協同組合への業務委託及び補助金交付に関し、契約方法や委託先について、適切とは言い切れない部分が見受けられたことから、詳細な事業内容の確認が必要となり、本特別委員会において、議長に対し個別外部監査の実施要請を決定し、平成29年11月7日に外部監査人より監査結果の報告がなされたところである。

外部監査報告では、同組合の代表理事を務める北口議員の働きかけに、市担当者が迎合して事務事業を実施した結果、予算措置や事業決定における審査及び業務実績の確認が不十分となり、各業務委託及び補助事業について不適正であるとの指摘がなされた。

さらに、北口議員の行為は、議員としての立場・権限の逸脱濫用で

あり、議員の兼業禁止規定に抵触していた疑いが強いとも述べられている。

この間、北口議員においては、本特別委員会より要求した資料提供に対して、非協力的であり、かつ、平成29年11月24日の本特別委員会における意見聴取では、不誠実な回答に終始し、自身の責任を認めることなく、全く反省が感じられないものであった。

- 以上の調査を経て、本特別委員会において、
- 1、市長に対し市長が任命している役職の解職を要請する（→①）
 - 1、北口議員が役職に就任している団体に対し、役職の解職を要請する（→②）
 - 1、熊本市漁業協同組合及び熊本県内水面漁業協同組合連合会の業務及び会計状況の検査の実施を各々の監督官庁に要請する意見書を提出する（→③）
 - 1、北口議員に対する議員辞職勧告の決議を議会運営委員会に要請する
- なお、速やかに辞職しない場合は、本特別委員会において、兼業禁止行為に関する調査を行う
- 以上のとおり、決定したものである。

今後は、二度とこのような事態を生じさせることのないよう、議会と執行部の透明で適切な関係構築に向け、調査を継続していく。

3度目の議員辞職勧告決議案を全会一致で可決

本市議会は、これまでの北口議員による不当要求行為を受け、平成27年と平成28年の第4回定例会において、2度にわたり、それぞれ全会一致をもって議員辞職勧告決議案を可決したところではありますが、これを無視し続け、今日に至ってもなお、議員の職にあり続けていることは、遺憾の極みであり、断じて容認できるものではありません。
よって、直ちに議員の職を辞するよう、北口議員に対する3度目の

辞職勧告決議案を提出し、全会一致で可決しました。
なお、本辞職勧告決議案をもって、北口議員が直ちに辞職しない場合、調査特別委員会において、議会の決定により失職に至る、議員の兼業禁止行為に関する調査を行い、その責任を徹底的に追及していく所存であります。

※調査特別委員長の中間報告〔要約〕における①②については、直ちに、市長及び北口議員が役職に就任している団体に対し、役職の解職を要請しました。
また、③についても、業務及び会計状況の検査の実施を各々の監督官庁に要請する意見書を提出しました。なお、本意見書につきましては、4ページの「可決された意見書（発議第20号及び発議第21号）」をご覧ください。